

令和8年2月26日宣告

令和7年（わ）第108号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
違反被告事件

主 文

5 被告人を拘禁刑2年及び罰金100万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

この裁判が確定した日から4年間その拘禁刑の執行を猶予する。

理 由

10 (罪となるべき事実)

被告人は、Aらが財産上の不正な利益を得る目的で犯した窃盗の犯罪行為により得た財産の取得原因を偽装しようと考え、Aと共謀の上、真実は、被告人がAが経営する合同会社Bから商品を購入した事実はないのに、被告人がその購入代金として現金を同社名義の預金口座に振込入金することにより、あたかも被告人が振込入金した現金が商品の購入代金であって、同社の正当な事業収入となるように装い、被告人が、令和7年8月18日、東京都内において、Aから交付されるなどした現金150万円をAが管理するC銀行D支店に開設された同社名義の普通預金口座に振込入金し、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装したものである。

(証拠の標目)

20 省 略

(法令の適用)

省 略

(量刑の理由)

25 本件の態様は、共犯者Aが経営する会社の正当な事業収入を装うというものであり、同社が実態のないいわゆるペーパー会社とはいえ、同社作成の請求書も存在することから、一見して正当な事業収入に見えるものであった。そうすると、前提

犯罪の被害金発見を困難にする程度は大きく、本件の犯行態様は、巧妙であって悪質性が高いといえる。また、仮装に係る金額は150万円と高額に及んでいるところ、被告人は、そのような高額な現金を架空取引を装って振込入金するという正常な社会経済活動からかけ離れた依頼を受け、報酬欲しさに本件犯行に関与したとい

5 わざるを得ず、その意思決定は厳しい非難に値する。

もつとも、弁護人が指摘するように、本件のマネー・ロンダリングの計画自体は共犯者Aが立てたものであって、被告人は当日になって共犯者Aから受けた指示内容に従って行動したものであり、被告人の関与は従属的な側面が強いといえること、被告人自身が本件仮装行為によって実際に得た利益自体は8000円と大きくはないこと、被告人には前科前歴がないこと、被告人が本件を認め、事の重大さを痛感

10 して真摯な反省の態度を示していることなど被告人のために酌むべき事情も認められることから、これらの事情をも考慮し、被告人に対し主文の拘禁刑及び罰金刑に処した上で、拘禁刑について、その刑の執行を猶予し、社会内での更生の機会を与えるのが相当と判断した。

15 (求刑 拘禁刑2年及び罰金100万円)

令和8年2月26日

福島地方裁判所会津若松支部

裁判官 佐藤久貴